

「巴川水系流域委員会」設置要領

（趣 旨）

第1条 この要領は「巴川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第2条 委員会は、静岡県が「巴川水系河川整備計画」（以下「計画」という。）の変更を進めるにあたって、巴川水系河川の国土保全、利用、環境保全、それぞれの重要度、緊急性、適正を考慮し、地域固有の自然、歴史や文化を生かした個性ある巴川水系の将来像及び河川整備のありかたについて審議・提言することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、静岡県静岡土木事務所長が委嘱する委員（別表）で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、当該職をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長がその職務を代理する委員を指名する。

（議事等）

第5条 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外（参考人）から意見の聴取及び資料の提供を受けることができる。

（情報公開）

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置く。

（雑 則）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この設置要領は、令和8年3月23日から施行する。